香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第20号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則 香川県新規産業創出支援センター規則(平成11年香川県規則第43号)の一部を次のように改正する 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の減免) 第14条 工房利用者のうち、 <u>県又は</u> 公益財団法人かがわ産業支援財団 <u>(次項</u> において「財団」という。)が実施するビジネスモデルの企画に係る <u>公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出した者</u> であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を <u>免除</u> する。 2 工房利用者のうち、創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等(財団が実施する創業支援塾又は産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項に規定する特定創業支援等事業として実施されるものをいう。)を修了したものであって、知事が特に必要と認めるもの(前項に規定する者を除く。)については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額す	(使用料の減免) 第14条 工房利用者のうち、公益財団法人かがわ産業支援財団が実施するビジネスモデルの企画に係る公募により、当該企画が最も優秀であると認定された者であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を <u>減免</u> する。
る。 3 前2項の規定による免除又は減額を受けようとする者は、あらかじめ、 インキュベート工房使用料減免申請書(第5号様式)を知事に提出しなけ ればならない。	2 前項の規定による <u>減免</u> を受けようとする者は、あらかじめ、インキュベート工房使用料減免申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

·様式(第14条関係) インキュベート工房使用料減免申請書							第5号様式(第14条関係) インキュベート工房使用料減免申請書												
年 月 日																年 月 日			
香川県知事								香	川県知事		殿								
			申請	情者 住所 氏名 団体に 名称及	あって び代表	∵は、その 長者の氏名)								申		住所 氏名 団体にあ 名称及び	っては、 代表者の	その) 氏名)	
インキおり申請し		の 年度におり	ける使用料の <u>9</u>	<u>色除・減額</u> を	·受けた	こいので、次の			計します。		・卜工房の) 年度に	こおけ	る使用料の	<u>減免</u> を	受けたい	ので、次	のとおり	
利月	用 工 房	階	号室	m²					利	用 工	房	階		号室		m²			
利月	用 期 間	年 月	目から	年	月	日まで			利	用 期	間	年	月	日から		年	日日	まで	
使用料を受け	の <u>免除・減額</u> る理由								使用料る理由	∤の <u>減免</u> ∃	を受け								
	担当者氏名									担当	者氏名								
連絡先	担当部署								連絡先	担当	部署								
X2/10/0	電話番号								X2,447		番号								
	FAX番号									FA	X番号								
								1											

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第14条第1項の規定による減免を受けている者は、改正後の第14条第1項の規定による免除を受けた者とみなす。